

31中総総第2106号
令和2年3月31日

大都市制度（特別区設置）協議会
会長 今井 豊 様

中央区長 山本 泰 人



特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）についての回答

令和2年3月30日付け「特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）について」の文書においてご依頼のありました特別区名「中央区」の使用につきまして、本区としての意見を再度申し述べます。

令和2年2月5日付け31中総総第1633号の文書で回答しましたとおり、「中央区」の名称は昭和22年に当時の多くの先達の見識と決断により命名されたもので、以来70年間にわたり広く親しまれております。また、グローバル化やICT化の急速な進展により、多種多様な情報が時空を超えて流通する現代社会において、同一表記した場合には、予期せぬ混乱が今後生じることも想定されます。こうしたことから、本区としては、同一の名称を使用することはできる限り避けたいという思いに変わりはありません。

しかし、今回の貴協議会における特別区名の使用に係る決定は、真摯にご議論を重ねてこられた結果であると受け止めております。